

信用保証料の取扱い

Q : 先日、当社は金融機関から借入れをしましたが、その際、保証協会に保証料を支払いました。この保証料は、全額損金になりますか？

A : 次のような処理方法が認められます。

【解説】

信用保証協会等の信用保証料は、①各年分に区分されていないこと、②契約書上、借入金を繰上返済しても未経過期間分の信用保証料は返還しないとされているが、実際は未経過期間分の信用保証料は返還されていることから、次のように取扱うこととされています。

① 借入金を繰上返済した場合に、未経過期間分の信用保証料が返還されることとなっているものについては、継続適用を条件に次のいずれかの方法が認められます。

イ. 前期に繰上返済した場合に返還される信用保証料の額と当期に繰上返済した場合に返還される信用保証料の額との差額を当期の損金として計上する。

ロ. 保証期間に応じて期間(月数)按分した金額を当期の損金として計上する(保証期間が1年以内のものは、支出時の損金とすることができます)

② 繰上返済しても未経過期間の信用保証料が返還されないこととされているものについては、繰延資産に該当し、①のロの方法により損金に算入することになります。

